

長崎市外海ふるさと交流センター条例を廃止する等の条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 29 日

長崎市長 鈴木史朗

長崎市条例第 37 号

長崎市外海ふるさと交流センター条例を廃止する等の条例

(長崎市外海ふるさと交流センター条例の廃止)

第 1 条 長崎市外海ふるさと交流センター条例（平成 16 年長崎市条例第 46 号）は、廃止する。

(長崎市港湾施設条例の一部改正)

第 2 条 長崎市港湾施設条例（平成 16 年長崎市条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

長崎市神ノ浦港船客待合所	長崎市神浦江川町 657 番地 2
--------------	----------------------

別表に次のように加える。

長崎市神ノ浦港 船客待合所	切符売場	945
------------------	------	-----

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第2条の規定による改正後の長崎市港湾施設条例第2条の表に規定する長崎市神ノ浦港船客待合所を利用させるために必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。